

## 御宿町で働く方へ家賃補助を行います！

### 【御宿町町内就業者家賃支援事業補助金交付事業】

御宿町で、農業・漁業・商工業等就業する方に対し、家賃の三分の一(限度額2万円/月)を町が補助します。

### 申請要件

- ・町内の借家等を借り上げて家賃を支払う町内に就業する者。
- ・本町に住所登録し、その日から1年を経過していない者。
- ・本町に定住する旨の誓約書を提出できる者。
- ・過去に本助成を24ヶ月分交付されていない者。
- ・年齢が45歳未満の者。
- ・町税に滞納がない者。
- ・公的制度による補助を受けていない者(青年就業給付金は除く)。
- ・暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに密接な関係を有していない者

#### ○就業要件

次の各要件のいずれかを満たす町内で就業している者

- ① 常勤雇用労働者  
(パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く)
- ② 個人事業主
- ③ 農業者及び漁業者
- ④ 就農希望者及び就漁希望者の内、  
国の青年就業給付金事業の対象者として認められている者



### 補助額

1月当たりの支払った家賃の月額から住宅手当を差し引いた額の3分の1以内(限度額2万円)

1世帯あたり24ヶ月を限度とする。

(※例)

60,000円(1月の家賃) × 1/3 = 20,000円(1月分の補助額)

20,000円 × 24ヶ月 = 480,000円

1世帯当たり2年間で最大48万円の補助

## 申請方法

御宿町に住民票を移し、就業開始後、申請書に以下の必要書類を添えて、産業観光課まで申請してください。

- ・御宿町町内就業者家賃支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・町内での就業及び住宅手当等を証明する書類
- ・振込口座が確認できるもの
- ・住民票及び納税証明書又は同意書(様式第1号の2)
- ・誓約書(様式第8号)(定住する旨の誓約書)



## 補助金の交付

家賃支払い後、実績報告書、必要書類および補助金交付請求により交付します。

## 申請書

ページ下の添付ファイルから書式をダウンロードしていただくか、役場4階産業観光課で配布します。

### 【お問い合わせ】

産業観光課

電話:0470-68-2513

御宿町役場

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地 電話:0470-68-2511(代表)

開庁時間: 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

